

この取組方針案の内容は、現時点での防府市教育委員会としての考えであり、今後、関係団体等との協議や国県からの支援方策の提示などを受け、さらに検討を進める中で変更となる場合があります。

部活動改革推進協議会

中学校部活動の地域移行への取組方針案

～ 将来にわたり子どもたちが希望する「文化芸術・スポーツ活動」
に継続して親しむことができる“環境づくり”を目指す ～



令和5年(2023年)11月13日 (月)

将来にわたり子どもたちが希望する 「文化芸術・スポーツ活動」に継続して親しむことができる“環境づくり”に取り組む。

- ▼ 少子化の中でも、中学生の「大会やコンクールに出場したい」「上手 になりたい」「楽しみたい」など「やってみたい」に応えられるよう、行政や地域の競技団体、文化芸術団体、中学校等の関係者の理解と協力を得ながら地域全体で、「文化芸術・スポーツ活動」を持続的に楽しめる環境整備を推進する（学校単位から地域単位での活動）。
- ▼ このことは学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上につながる。
- ▼ 令和7年度末までに平日・休日を一体とした新たなクラブ活動である“地域クラブ活動”の開始を目指す。

● 指導者・受け皿の確保

- ▼中学校部活動の地域移行には、受け皿となる運営団体・実施主体（競技・文化芸術団体、総合型スポーツクラブ等）が必要となるが、本市では運動部、文化部ともに、受け皿となる運営団体・実施主体が十分でない。
- ▼本市にも、独自に活動している団体は一定数あるが、地域クラブ活動に献身的に従事することができる地域人材を確保することが困難な種目や地域がある。
- ▼地域クラブ活動での指導を希望する教員も貴重な人材ではあるが、令和5年7月に実施された中学校教職員対象のアンケート調査では、何等かでは関わりたい教職員を含め、指導継続を希望する教職員は、全体の約2割となっている。
- ▼令和5年度から、地域クラブが中体連の大会に出場できるようにはなったが、指導者資格が必要となる。

● 活動場所の調整

- ▼現在、学校施設を使用して部活動を実施しているが、今後、学校管理者不在の下、校舎等学校施設を使用する場合は、学校施設等の管理に係る規定等を見直す必要がある。
- ▼現在、市公共施設、小学校や中学校（午後7時以降）を使用している団体（スポーツ少年団等）との調整する必要がある（優先使用）。

● 費用負担

- ▼地域クラブ活動の会費については、国が策定したガイドラインでは、実施主体において、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り、低廉な会費を設定することと示されているが、一定の質を有する人材を確保する場合は、相応の報酬が必要となる。

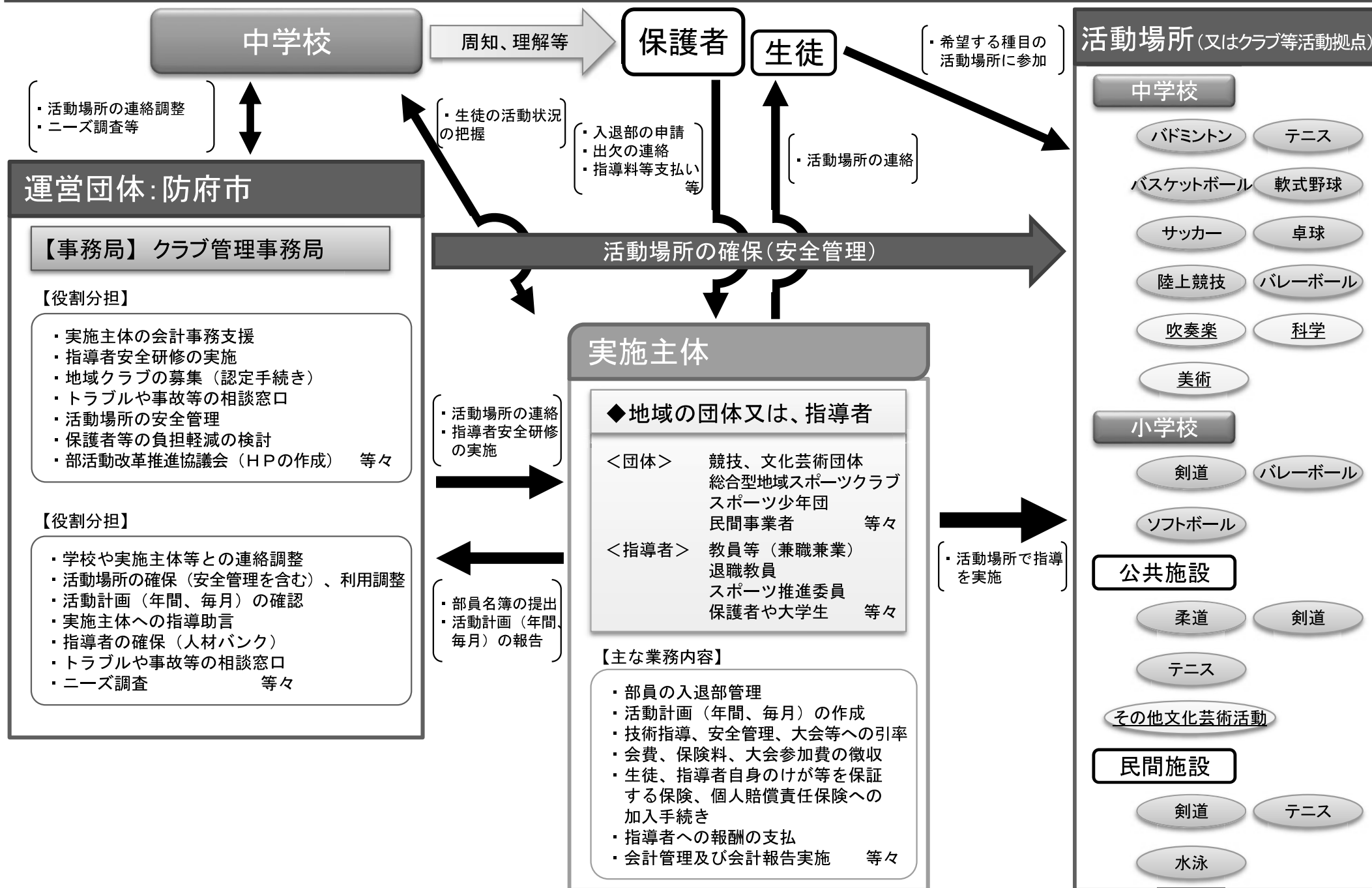
● 部活動を取り巻く多様な関係者の意識変革

- 参加を希望する防府市内の市立中学校に通学する生徒

2 運営団体・実施主体

- 各地域クラブ活動を統括する団体である**運営団体は、当面は市（クラブ管理事務局の設置）とする。**
- 運営団体は、トラブルや事故等の相談、活動場所の安全管理や利用調整、実施主体への会計事務支援への対応を行う。
- 個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブ等である**実施主体は、競技・文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ等を想定している。**

地域クラブ活動体制（令和7年8月以降のイメージ）



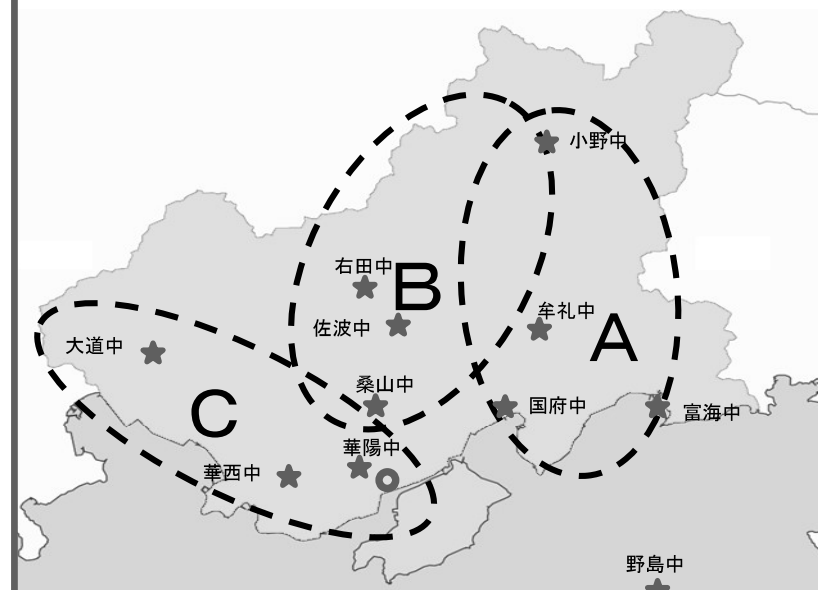
- 実施主体である競技・文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ等に所属している方を想定している。
- 部活動指導員や、退職教員、兼職兼業の許可を得て地域での指導を望む教員等、様々な関係者から指導者を確保する。
- 地域クラブ活動を持続可能とするため、人材バンクを整備し、広く指導者の募集を行う。
- 指導者報酬については、実施主体で設定する。

- ・平日：火、木曜日 午後4時30分～午後7時
・休日：土、日曜日のいずれか1日 午前8時～午後5時

5 活動場所(移動方法・手段)

- 中学校単位での活動が困難な地域が多いことから、複数校区を勘案して基本的な活動エリアを設定し、活動場所の調整をする。活動エリアの設定に当たっては、生徒になるべく徒歩又は自転車での移動ですむよう、校区をベースに市内を3つに分ける。
- 活動場所については、原則として3つの活動エリアをもとに費用負担や備品面等を考慮し、主に中学校施設等の利用を想定している。
- 活動場所までの移動方法・手段は、参加者による自主移動とする。

＜活動エリアの設定（例）＞



※ 野島中の生徒は、居住地に近いブロックの地域クラブに参加

【令和7年度8月以降】 種目別活動場所のイメージ(案)

BLO	A				B				C				
学校	富海	牟礼	国府	小野	右田	佐波	桑山	華陽	華西	大道			
運動系	陸上競技												
	軟式野球			近くの活動場所を選択	軟式野球			軟式野球					
	サッカー				サッカー			サッカー					
	男子バスケットボール				男子バスケットボール			男子バスケットボール					
	女子バスケットボール				女子バスケットボール			女子バスケットボール					
	男子バレーボール				男子バレーボール								
	女子バレーボール				女子バレーボール			女子バレーボール					
	男女ソフトテニス		男女ソフトテニス	男女ソフトテニス	男女ソフトテニス	男女ソフトテニス	男女ソフトテニス	男女ソフトテニス	男女ソフトテニス	男女ソフトテニス	男女ソフトテニス		
	男女卓球			男女卓球			男女卓球	男女卓球					
	ソフトボール												
	水泳												
	バドミントン			バドミントン									
	柔道							☆防府柔道クラブ【桑山中武道場】					
	☆松崎少年剣友会【松崎小】				☆右田少年剣友会【右田小】				☆協和少年剣友会【協和発酵有隣館】				
文化系	吹奏楽 ※東部			吹奏楽 ※北部		※東部		吹奏楽 ※南部			※北部		
	科学												
	美術												
	家庭科												
	華道												
	富海公民館	牟礼公民館		小野公民館	右田公民館	佐波公民館	華浦公民館	中関公民館	西浦公民館	大道公民館			
		松崎公民館				松崎公民館	華城公民館	向島公民館					
		勝間公民館					新田公民館						

6 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- 地域クラブ活動の維持・運営費（指導者報酬、移動経費、用具類、保険料、事務費等）は、原則として、受益者負担とする。
- 実施主体は、活動の維持・運営費に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。
- また、市では、学校部活動を地域へ移行するに当たっては、受益者負担のみでは継続した活動は難しいと考えており、国県の支援方策等を踏まえ、経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援や施設使用料の減免対応等、財政支援を検討する。
- なお、財政支援については、防府市が地域クラブと認定した団体に対して行いたいと考える。
 - ＜認定要件（案）＞
 - ◆国・県のガイドラインに沿って運営すること（活動時間・休養日等の規定等）
 - ◆自ら遵守すべき基準や、適切な組織運営を行う規範を策定すること
 - ◆年間・毎月の活動計画を策定し、公表すること 等々

移行スケジュール(案)【全体版】

取扱注意

防府市
Hofu city

この取組方針案の内容は、現時点での防府市教育委員会としての考えであり、今後、関係団体等との協議や国県からの支援方策の提示などを受け、さらに検討を進める中で変更となる場合があります。

